

## 「オンリーワン企業創出事業」実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「オンリーワン企業創出事業」実施要綱（以下「要綱」という）に基づき、「オンリーワン企業創出事業」の運営に関し、必要な事項を定める。

### (対象企業の要件)

第2条 要綱第2条第7号に規定する「暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団員が事業主または役員となっている事業者。
- (2) 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者。
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）。
- (5) 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者。
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）。

### (申込の方法)

第3条 認定を受けようとする者は、様式第1号による「オンリーワン企業創出事業」認定申込書及び直近2期の決算関係書類、株主名簿、様式第6号による役員名簿、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）、市税に滞納がないことの証明書、企業概要、製品紹介パンフレット、様式第7号による暴力団排除に関する誓約書を提出するものとする。

### (選考の手続き)

第4条 市長は、要綱第5条に規定する選考にあたり、必要があると認めるときは、次に掲げるところによる、専門的な知見を有する者の意見等を聴くことができる。

- (1) 専門家によって構成される評価検討会
- (2) 前号の評価検討会の参考に供する事前調査

2 市長は、要綱第5条に規定する選考にあたり、必要があると認めるときは、認定を受けようとする者に対し、申込の内容に関する説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

### (認定可否の通知)

第5条 要綱第5条に規定する認定する者への通知は、様式第2号により行う。

2 要綱第5条に規定する認定しない者への通知は、様式第3号により行う。

(認定内容の変更)

第6条 要綱第6条に規定する変更の届出は、様式第4号により行うものとする。

(認定の取消し)

第7条 要綱第7条に規定する認定取消への通知は、様式第5号により行うものとする。

2 認定企業が、次の各号のすべてに該当するときは、要綱第7条第1号の規定を適用しないことができる。

(1) 事業承継を経営課題としており、その解決のため、公的支援（公的機関に対する相談を含む。）を受けた結果、要綱第2条第4号に規定する要件を欠くに至ったことが客観的に認められるとき。ただし、認定企業の合意なく、事業承継先から一方的に買収されたときを除く。

(2) 要綱第6条第2号の規定に基づき、認定内容の変更を市長に提出し、かつ、引き続き市内に本社を有した上で事業を継続する意思が確認できるとき。

(運用)

第8条 要綱第8条に規定する、制度の運用にあたって必要な事項は、北九州市ホームページ等で公表するほか、必要があると認めるときは、個別に通知または連絡するものとする。

付 則

この要領は、平成21年2月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年12月15日から施行する。